

第1部

計画の概要

第1節 策定の趣旨

本市は、平成17年(2005年)2月11日に1市4町(八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町)の合併により誕生し、平成18年(2006年)1月1日に2町(能登川町及び蒲生町)と合併をして一つになったことで、東は鈴鹿山脈から西は琵琶湖まで森里川湖の多様で豊かな自然環境をいかし、誰もが健康で明るく生き生きと輝きながら暮らせる社会の実現を目指した「うるおいとにぎわいのまち 東近江市」を将来都市像として、一体感のある自己完結型のまちづくりを進めてきた。

本市は、これまでの20年の歩みにおいて、各地区で脈々と継承されてきた歴史・文化・伝統に更なる磨きをかけて魅力向上を図りつつ、道路、河川、上下水道、公共交通及び公共施設など社会資本の整備や福祉・教育・地域医療の充実をはじめ社会保障関連の基盤整備・制度運用を着実に進め、市民の暮らしの安定に必要な土台固めにまい進してきた。同時に、各種産業振興や中心市街地の活性化、積極的な企業誘致、定住移住策の強化など、活力の維持や増進を図るための施策を推進し、市の更なる発展を目指してきた。

この間全国では、少子高齢化が加速する中で人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生の取組や大規模自然災害に備えるための国土強靱化の施策が、また、不安定化する世界情勢の中での経済安全保障に関する施策が進められてきた。さらには、コロナ禍後の社会の在り方の変化やAI、DX等のデジタル技術の進展など、地方公共団体を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、こうした社会経済情勢の変化が人々の暮らしにもたらす影響の大きさは計り知れない。

本市においても、人口減少・少子高齢化の進行に伴う市税収入減少が懸念される一方で、社会保障費の増大や都市基盤の整備、公共施設長寿命化対策など歳出増加が避けられない状況であり、各種施策を推進する環境は一層厳しさを増していくことが見込まれる。

人口減少とともに人口構造が変化する中、市民が真に心の豊かさや幸せを実感できる持続可能なまちを目指すためには、今、正に行政サービスの在り方を含め長期的な視点でまちづくりを展望することが強く求められている。

このような中、まちづくりの指針として平成29年(2017年)3月に策定し、各種施策に着実に取り組んできた「第2次東近江市総合計画」の計画期間が、令和7年度(2025年度)をもって終了することになる。

本市誕生から20年を経過した今、本市の強みである地域の特徴を更にいかし、次の20年を見据えて大胆に挑戦する新たなまちづくりを展望するため、「第3次東近江市総合計画」を策定するものである。

第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成する。

1 基本構想

基本構想は、長期的に本市のあるべき姿を展望する将来ビジョンを表すものとして、まちの将来像とまちづくりの基本方針を示すもので、総合的かつ計画的な行政運営の指針とするものである。

今後、社会課題はますます複雑化、高度化が進み、今まで以上に行政の課題解決能力を求められていくことが予測される。まちづくりの担い手づくり、インフラ整備、地域経済の発展、市民福祉の向上など、人口が減少する局面にあっても、発展・成長していかなければならない。

そのため、行政の総合力を発揮しながら更なる市の発展を目指すために、長い時間軸で計画的かつ継続的に課題に対処していく必要があることから、基本構想の期間は、令和8年度(2026年度)から令和27年度(2045年度)までの20年間とする。

2 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本的な体系を表すものとして、各施策の方針及び実現に向けた目標や取組を示すものである。

令和27年度(2045年度)における将来都市像と現在との差を埋め、将来都市像に近づくよう、段階的に基本計画を策定し、実現方を積み上げていくこととする。

そのため、計画期間は4年間とし、第1期基本計画は令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)までとする。以降、4年ごとに策定する。



